

令和7年神審第42号

裁 決

漁船A岸壁衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 五級海技士（航海）（履歴限定）

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和7年1月29日07時40分

兵庫県香住港

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 125トン

登 録 長 29.50メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 735キロワット

3 事実の経過

(1) 設備及び性能等

Aは、平成27年7月に進水した沖合底びき網漁業に従事する鋼製漁船で、船首端から約15.5メートル後方に操舵室を配し、同室前部中央やや右舷側には舵輪及びジャイロコンパスを組み込んだ操舵スタンドが、その右側には機関コンソール及び機関遠隔操縦ハンドルが、操舵スタンド左側にはGPSプロッター、1号レーダー、漁ろう用ビデオプロッター2台、2号レーダー、魚群探知機及び機関遠隔操縦ハンドルが、操舵室スタンド前方には船内の状況を映すモニター2台、そして操舵室前面天井部には左舷側からGPS2台、GPSコンパス2台及び風向風速計がそれぞれ設置されていた。

操縦性能は、海上試運転成績表（船体部）によれば、船首喫水1.27メートル船尾喫水3.60メートルにおける左右各旋回試験では、機関回転数毎分900、速力11.55ノットの状態から舵角35度を取ったとき、最大縦距及び最大横距が、それぞれ44.3メートルで、360度回頭に要する時間が61.8秒及び62.1秒であり、前後進試験では、同状態から全速力後進を発令したとき、船体が停止するまでの所要時間が、57秒であった。

(2) 香住港

香住港は、兵庫県の日本海側のほぼ中央に位置し、港内中央部にある半島により東浜泊地と西港泊地とに分かれ、西港泊地は、半島西端を基部として西方に延びる北防波堤と南部の西港1号船揚場を基部として屈曲しながら北方に延びる西防波堤とで囲まれて西方に向けて開口しており、港内は北側から、西港マイナス4.0メートル岸壁(2)（以下「4.0メートル岸壁」という。）、西港マイナス3.5メートル岸壁（以下「3.5メートル岸壁」という。）、西港

1号船揚場等がそれぞれ整備され、西港泊地のほぼ中央部に位置する3.5メートル岸壁は、北側から法線方位196度（真方位、以下同じ。）、法面長さ231.1メートルで、岸壁上には北側から6号上屋、7号上屋及び8号上屋が建っていた。

(3) a 受審人の経歴等

a 受審人は、（一部省略）Aには新造時から船長として乗り組み、香住港への入航経験は多数有していたものの、平素は、4.0メートル岸壁に係留し、荒天が予想される場合のみ3.5メートル岸壁に着岸するもので、同岸壁への着岸経験は年間4回ないし5回であった。

(4) a 受審人の着岸操船計画

a 受審人は、4.0メートル岸壁を離岸後、機関を微速力前進として2ノットの速力で西港泊地を南下し、3.5メートル岸壁の8号上屋西方沖合で機関を中立運転として左転し、同上屋北端部付近に船首を向けて岸壁法線に対して直角の針路で接近し、船首が3.5メートル岸壁まで30メートルの地点で機関を後進にかけて左舵15度で左回頭を開始し、船首方位が岸壁法線と約60度の角度となった地点で回頭を終えて機関と舵を適宜使用しながら3.5メートル岸壁との角度を維持して接近し、船首が同岸壁まで5メートルとなった地点で停船して係留索を3.5メートル岸壁に送り、同岸壁の7号上屋横に出船右舷着けする予定であった。

(5) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人ほか10人が乗り組み、回航の目的で、船首1.7メートル船尾2.9メートルの喫水をもって、令和7年1月29日07時30分香住港4.0メートル岸壁を発し、同港3.5メートル岸壁に向かった。

a 受審人は、離岸操船に引き続き、単独の船橋当直に就いて西港泊地を南下し、機関コンソール後方に立った姿勢で操船に当たり、07時38分少し前香住港西防波堤灯台（以下「香住西灯台」という。）から157.5度230メートルの地点で、針路を140度に定め、機関を微速力前進にかけて2.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行中、自船の着岸場所の前後に他船が係留しているのを認め、07時39分少し前3.5メートル岸壁の8号上屋西方沖合で機関を中立運転とし、07時39分少し過ぎ香住西灯台から153度310メートルの地点で、船首を同岸壁の8号上屋北端部付近に向けて針路を100度に転じ、平均1.5ノットの速力で続航した。

a 受審人は、07時39分半少し前香住西灯台から151.5度320メートルの地点に達したとき、船首が3.5メートル岸壁まで30メートルとなり、機関を後進にかける地点に至ったが、係留している2船の間に着岸する方法を考えることに気をとられ、目視で同岸壁との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、3.5メートル岸壁に向首して接近し、機関を後進にかける地点を通過したことに気付く、07時39分僅か過ぎ左舵15度及び機関を半速力後進、次いで全速力後進としたものの、及ばず、07時40分香住西灯台から147度340メートルの地点において、Aは、原針路及び1.0ノットの速力となったとき、同岸壁に衝突した。

当時、天候は曇りで風力3の南西風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

衝突の結果、船首外板に凹損等を、3.5メートル岸壁は上部工

のコンクリートに亀裂等をそれぞれ生じたが、のちいずれも修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件岸壁衝突は、香住港西港泊地において、3.5メートル岸壁に着岸する際、船位の確認が不十分で、同岸壁に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、香住港西港泊地において、3.5メートル岸壁に係留している2船の間に着岸する場合、同岸壁に衝突することのないよう、目視で3.5メートル岸壁との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、係留している2船の間に着岸する方法を考えることに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、3.5メートル岸壁に向首進行して同岸壁に衝突する事態を招き、船体及び3.5メートル岸壁それぞれに損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年6月23日

神戸地方海難審判所

審判官 田之上 輝 美